

# 横浜市川づくりコーディネーターの登録等に関する要綱

制定 令和2年3月30日  
最近改定 令和8年4月1日

## (目的)

第1条 この要綱は、生物多様性に配慮した河川環境の改善・保全を図るための市民協働による川づくりにおいて、横浜市川づくりコーディネーター制度要綱（以下「コーディネーター要綱」という。）に定める川づくり支援及び市民の川づくり団体の結成の後押しを行うにあたり、川づくりを行うもの及び川づくりを行う団体の結成を検討しているもの（以下「実施者等」という。）と横浜市との間を取り持ち、川づくりについて専門的な立場でアドバイスを行う川づくりコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の登録・派遣に際し必要な事項を定めることを目的とする。

## (コーディネーターの活動内容)

第2条 コーディネーターは、市民協働による川づくりを推進するために、河川等の利活用、自然環境及び法令等、専門的な立場からアドバイスを行う役割を担うものとする。なお、専門的な立場からアドバイスを行うため、博士（工学）、技術士等の資格を有していることが望ましい。

## (募集する人材)

第3条 市長は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者をコーディネーターとして登録することができる。

- (1) 横浜市川づくりコーディネーター制度の趣旨を理解し、その目的に賛同する者
- (2) 専門的技術・経験をもとに公平・公正な立場でアドバイスを行うことで、治水と環境のバランスに配慮した川づくりに協力できる者
- (3) 河川管理者や河川に関心のある市民・河川愛護団体等との円滑なコミュニケーションを図り、河川及び水路の水辺環境の改善等の促進に取り組める者
- (4) コーディネーターとして活動する際に必要なPCスキル（電子メールでのやりとり、ワード、エクセルでの資料作成等）を有する者

## (活動場所)

第4条 コーディネーターの活動場所は、横浜市下水道河川局河川部が管理又は施工・維持を所管する河川（河川法が適用又は準用される河川）及び水路とする。

## (登録申請)

第5条 コーディネーターの登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川づくりコーディネーター登録申請書（第1号様式）、川づくりコーディネーター登録シート（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

## (審査)

- 第6条 市長は、前条による登録申請があったときは、別表に掲げる選考委員に審査をさせ、コーディネーターの登録をするか否かを決定する。
- 2 選考委員は、申請者に対し一次審査を行うものとする。なお、一次審査は書類審査によるものとする。
  - 3 選考委員は、一次審査を通過した申請者に対して最終審査を行う。なお、最終審査は面接審査によるものとする。

## (審査結果の通知)

第7条 市長は、前条による審査の結果について、申請者全員に対し、川づくりコーディネーター一次審査結果通知書（第3号様式）により通知するものとし、一次審査を通過した申請者全員に対し川づくりコーディネーター最終審査結果通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(登録)

第8条 市長は、第6条により申請者を川づくりコーディネーターとして登録することを決定したときは、申請者を川づくりコーディネーターリストに登録する。

2 川づくりコーディネーターリストは、登録されたコーディネーターに係る川づくりコーディネーター登録シート（第2号様式）と併せて、本市ホームページにより公表する。

(登録期間)

第9条 前条の登録の有効期間は、登録日から3年後の日が属する年度の末日までとする。

(登録に係る費用)

第10条 登録にあたり登録費は不要とする。ただし、応募にあたっての一切の費用等は申請者の負担とする。

(登録内容の変更)

第11条 コーディネーターは、川づくりコーディネーター登録シート（第2号様式）に記載した内容に変更が生じた場合には、速やかに川づくりコーディネーター登録内容変更届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(再登録)

第12条 コーディネーターは、第9条により定める登録期間の満了後も継続して登録を希望する場合、川づくりコーディネーター登録申請書（第1号様式）を登録満了日の1か月前までに提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき川づくりコーディネーター登録申請書（第1号様式）が提出された場合、選考委員に書類審査を行わせ、適当と認められる場合、第6条第3項に定める面接審査を行わずに、登録満了日の翌日を登録日として川づくりコーディネーターリストへ再登録することができるものとする。

(登録取消)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、コーディネーターの登録を取り消すことができる。

- (1) コーディネーターから登録の取消について川づくりコーディネーター登録取消申請書（第6号様式）により申請があったとき
- (2) コーディネーターがこの要綱に定める事項に違反したとき
- (3) コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき

(登録取消の通知)

第14条 市長は、前条によりコーディネーターの登録を取り消す場合、川づくりコーディネーター登録取消通知書（第7号様式）により当該コーディネーターに対し通知するものとする。

(コーディネーターの派遣)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、コーディネーターを派遣することができる。

- (1) 実施者等からコーディネーターの派遣の希望があり、コーディネーターの派遣が必要と判断した場合
  - (2) 横浜市が必要と認める場合
- 2 派遣するコーディネーターは、これまでの川づくりにおける実績と実施者等が希望するコーディネーターを参考に決定する。
- 3 コーディネーターの派遣形態は対面又はWEB会議によるものとする。

(派遣の通知)

第16条 市長は、前条によりコーディネーターを派遣することを決定した場合、当該コーディネーターに対し、川づくりコーディネーター派遣決定通知書（第8号様式）により通知を行う。併せて、前条第1項第1号による派遣の場合、コーディネーター要綱に基づき実施者等から提出された川づくりコーディネーター派遣依頼書の共有を行う。

(実施計画書の提出)

第17条 派遣されるコーディネーターは、実施者等が実施したい川づくりの内容を踏まえ、派遣前に実施計画書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(派遣先での活動)

第18条 派遣されるコーディネーターは、前条により作成した実施計画書に基づき、川づくりにおいて、専門的な立場でアドバイスをを行うものとする。

(実施報告書の提出)

第19条 派遣されるコーディネーターは、派遣先での活動の後、30日以内に実施報告書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(報酬の支払い)

第20条 市長は、前条により提出された実施報告書を確認したのち、報酬を支払うものとする。

2 報酬は、1回の派遣に対して支払うものとし、1回の派遣には実施計画書の作成、派遣先での活動、実施報告書の作成、通信及び移動を含むものとする。

(担当窓口)

第21条 この要綱に定める事項についての事務は、下水道河川局河川部河川流域調整課が行う。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は下水道河川局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月27日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年2月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 選考委員

委員長	下水道河川局	河川部長
委員	下水道河川局	河川部 河川流域調整課長
	下水道河川局	河川部 河川流域調整課 企画担当係長